

会報

第44号



目 次

*年頭あいさつ.....	1
会長 天 坊 泰 彦	
*年頭あいさつ.....	3
千葉県知事 沼 田 武	
*協議会活動について.....	5
*地域部会活動について.....	6
*リレー訪問	
キンセキ(株)旭工場を訪ねて	7
*行政法令動向	
水質汚濁防止法の一部改正について	12
「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」	
について	16
千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱	18
*房総の歴史	
「利根運河」	29
キッコーマン(株)野田工場 実 粋 繁	
*技術紹介	
平成元年度千葉県公害研究所、水質保全研究所	
学会発表、研究論文一覧並びに調査報告書一覧.....	33



年頭あいさつ

会長 天坊泰彦

新日本製鐵㈱ 君津製鐵所副所長

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、健康で明るい新年を迎えたことを心からお慶び申しあげます。

昨年は当協議会の運営にあたり、県ご当局のご指導と会員皆様の多大なご支援をいたゞき、お蔭様をもちまして各事業活動も順調に推進することが出来ました。心から感謝を申上げます。

このところ世界情勢が急激な勢いで変化をしている中で、我が国の経済は極めて活況を続けており、50ヶ月におよぶ好況を謳歌しております。県内の産業界においても順調な生産活動を行うことが出来ました。昨今はいろいろと問題も多く、今年の景気は曲り角に来ているとの予測が多くなされておりますが、私は今までの状況が出来るだけ永く続くことを祈るばかりであります。

かゝる中において、環境問題につきまして、時代とともに課題も変遷して来ております。昨年は特に地球環境保護の声が世界的に高まりをみせており、本年は之に対し何らかの具体的措置を国際的に取り決めてゆく方向が模索されています。一方千葉県におきましては昨年は主要企業との間で結ばれている公害の防止に関する細目協定の改定年にあたり新たな課題をとり込んだ改定がなされました。又廃棄物処理をめぐる諸問題、或いはゴルフ場無農薬化など新たに提起された課題に取り組まれているところであります。

かゝる中、本年は新たに制定される「さわやかハート千葉5ヶ年計画」がスタートする年であります。人、自然、産業、地域が豊かなハーモニーを奏でるふるさとづくりを目指すこの計画の推進にあたって、環境問題がより一層重要視されていることは云うまでもありません。私は本年の当協議会の運営を行うにあたり私共公害防止管理者といたしまして、この様な状況を十分念頭に置いて一層の研鑽に努めると共に、企業の発展と環境との調和を常に目指し、時代を先取りした環境対策の構築を考えてゆく必要があると痛感いたしております。

本年の事業活動の円滑な遂行と課題の解決について県環境部の倍旧のご指導と会員の皆様のより一層のご支援をお願い申上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申上げまして新年のご挨拶といたします。





年頭あいさつ

千葉県知事 沼 田 武

新年あけましておめでとうございます。

社団法人千葉県公害防止管理者協議会の会員の皆様には、希望にあふれるさわやかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

90年代がスタートした平成2年は、21世紀に向け千葉県の持つ限りない発展可能性が大きく開花した1年でした。

東京湾横断道路は、工事も本格化し、いよいよ今年は本県側の海上部の橋脚の一部が姿を現わしてきます。また、千葉新産業三角構想は、メッセを核とした幕張新都心が全容を現わしました。幕張メッセは一昨年10月にオープンしてから昨年末までに既に一千万人を超える入場者がありました。メッセを舞台に、昨年11月から12月にかけて本県では初めての本格的な博覧会「食と緑の博覧会－ちば'90」が開かれ、125万人を超える多くの方々が来場しました。そして今後は、「メッセから上総へ」と上総新研究開発都市構想についても積極的な推進を図ってまいります。

また、長期ビジョン「2000年の千葉県」の一期目の実施計画である「ふるさと千葉5か年計画」は、総仕上げの段階に入り、進捗率は約110%となり、県民の暮らしに結びついた施策が着実に進んでいます。

そして、本年4月からは、新しい5か年計画「さわやかハートちば5か年計画」がスタートいたします。ふるさと千葉の明日への発展につながるよう、県民生活に密接に結びついた施策から、新しい時代の流れを先取りした県土の均衡の取れた発展を図るビッグプロジェクトまで積極的に進めてまいります。

さて、本県の環境問題は、産業活動に起因する環境汚染については、一応の成果を収めつつありますが、急速な都市化の中、自動車交通公害問題や生活排水による水質汚濁の問題、増え続けるゴミ処理の問題等私たちの生活に起因する都市・生活型環境汚染が顕在化しており、私たちの生活と環境との関わりはますます深まりを見せていく状況です。

こうした中、県としては、今後とも各種の環境施策を積極的に推進してまいります。新規施策としては、手賀沼のほとりに、水の大切さを考える拠点となる「手賀沼親水広場」の今年6月のオープン、房総丘陵の緑豊かな森林の確保及び都市地域の緑化の推進のための「みどりの基金」の創設などを展開してまいります。また、ゴルフ場の無農薬化についてもさらに推進してまいります。

一方、かけがえのない私たちの地球を守ることが人類共通の課題となってきており、県でも、昨年5月、「地球環境問題連絡会議」を庁内に設けたところですが、今後も積極的な対応・検討を進めてまいります。

県民の環境に対する意識も多様化し、単に公害の防止のみならず、心の豊かさが実感できる快適な環境の創造が求められており、環境行政もその施策と運営に新たな展開を求められています。美しい房総の自然を守り、人々が健康で豊かに暮らせるよう、今後とも一層の努力をはらってまいりたいと思います。

これまで順調に発展の道を歩んできた千葉県ですが、平成3年は、21世紀にむけて新たなチャレンジが始まります。

さわやかなふるさと千葉づくりのため、貴協議会の会員の皆様のご支援ご協力を心からお願いいたします。

年の始めにあたり、貴協議会並びに会員の皆様のご発展とご多幸をお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

協議会活動について

1. 平成 2 年度事業報告（4 月～12 月）

事 業		会 務
4 月		・13日 平成元年度事業監査（自治会館） ・20日 平成 2 年度通常総会（文化会館）
5 月		・17日 会報第43号編集委員会（自治会館） ・30日 平成 2 年度第 1 回部会連絡会 （東京電力㈱・新日本製鐵㈱）
6 月	・26日 大気・粉じん管理者研修会 （教育会館）	・8日 専門委員会（総務） ・26日 専門委員会（第21回企画）（自治会館） ・26日 平成 2 年度第 2 回部会連絡会 （教育会館）
7 月	・18日、19日、20日 水質公害防止管理者 試験受験講習会第 1 回 （自治会館） ・24日 廃棄物関係管理者研修会 （ロイヤルプラザホテル） ・25日、26日、27日 大気公害防止管理者 試験受験講習会第 1 回 （自治会館）	・24日 専門委員会（第22回企画） （ロイヤルプラザホテル） ・24日 平成 2 年度第 1 回理事会 （ロイヤルプラザホテル） ・24日 臨時総会（ロイヤルプラザホテル）
8 月	・1日、2日、3日 水質公害防止管理者 試験受験講習会第 2 回 （自治会館） ・8日、9日、10日 大気公害防止管理者 試験受験講習会第 2 回 （自治会館） ・22日、23日 騒音公害防止管理者 試験受験講習会（自治会館） ・28日 水質管理者研修会（自治会館） ・30日、31日 振動公害防止管理者 試験受験講習会（自治会館）	
9 月	・6日、7日 部会連絡会見学研修会 （東京電力㈱福島第二原子力発電所） ・25日 騒音・振動・悪臭管理者研修会 （自治会館）	・14日 専門委員会（第23回企画） （自治会館） ・19日 平成 2 年度第 3 回部会連絡会 （自治会館）
10月	・19日 統括者・主任管理者研修会 （自治会館）	・4日 専門委員会（第24回企画）（自治会館） ・19日 平成 2 年度第 2 回理事会（自治会館） ・25日 専門委員会（第25回企画）（自治会館）
11月	・28日 大気第一線技術者研修会 （自治会館）	・15日 会報第44号編集委員会（自治会館） ・27日 専門委員会（第26回企画）（自治会館）
12月	・13日 水質第一線技術者研修会（自治会館） ・20日 廃棄物関係管理者研修会（自治会館）	・6日 専門委員会（第27回企画） （自治会館）

2. 臨時総会報告

天坊会長より「日本経済は、依然好景気を維持しているが、人手不足・金利負担の増加等多くの問題も内包している。そんな中にあっても環境保全に一層のご努力を期待します。」旨のあいさつがあり、続いて、折田県環境部長より「県民の環境に対する意識も大きく変わってきている。今後、地方公共団体、事業者、県民が一体となってますます環境保全の充実がはかれるよう協力をお願いしたい。」旨のごあいさつをいただき議事に入った。

第1号議案 役員の一部変更について

事務局より説明後、全会異議なく承認可決され被選任者は全員これを応諾した。

第2号議案 平成 2 年度収支予算の変更について

事務局より説明後、全会異議なく承認可決された。

以上のとおり、全ての議案を全会一致で承認可決し、臨時総会はとどおりなく終了し閉会した。

地域部会活動

(平成2年4月1日～平成2年10月1日)

部会名	開催日	場所	出席者	概要
市原部会	8. 2	三井石油化学 工業㈱	34社 (42名) 市原保健所環境衛生課	1. 平成2年度第1回、第2回部会連絡会報告 2. 平成2年度地域部会活動計画 3. 情報交換 4. 講演(市原保健所環境衛生課)
君津部会	7. 27	出光興産㈱ 富士石油㈱	25社 (27名) 県産業廃棄物課 袖ヶ浦町環境保全課	1. 工場見学——出光興産㈱中央研究所 2. 平成2年度第1回部会連絡会報告 3. 平成2年度地域部会活動計画 4. 講演(県環境部産業廃棄物課)
東葛北部部会	7. 27	伊藤ハム㈱	24社 (29名) 柏保健所環境保全課	1. 平成2年度第1回、第2回部会連絡会報告 2. 平成2年度地域部会活動計画 3. 講演(柏保健所環境保全課)
千葉部会	6. 21	鴨川環境エンジニアリング・㈱エスエスクリーン 川鉄鋼板㈱	13社 (18名)	1. 平成2年度第1回部会連絡会報告 2. 平成2年度地域部会活動計画 3. 工場見学——鴨川環境エンジニアリング ㈱エスエスクリーン
市川部会	7. 13	鋼管亜鉛鍍金㈱	18社 (22名)	1. 平成2年度第1回、第2回部会連絡会報告 2. 講演(市川保健所環境衛生課) 3. 工場見学——鋼管亜鉛鍍金㈱
習志野 部会 八千代	4. 25	八千代市役所	13社 (14名) 習志野市、八千代市、習志野保健所	1. 平成元年度第5回部会連絡会報告 2. 習志野市環境行政動向 3. 八千代市環境行政動向 4. 講演(習志野保健所環境衛生課)
	6. 6	習志野市消防本部	17社 (18名) 習志野市、八千代市、習志野保健所	1. 平成2年度第1回部会連絡会報告 2. 習志野市環境行政動向 3. 八千代市環境行政動向 4. 講演(習志野保健所環境衛生課)
船橋部会	8. 1	船橋市南部清掃工場、西浦下水処理場	17社 (20名) 船橋市環境部	1. 平成2年度第1回連絡会報告 2. 情報交換 3. 施設見学——船橋市南部清掃工場 船橋市西浦下水処理場
印旛 部会 香取	7. 19	藤倉電線㈱	11社 (12名)	1. 平成2年度第1回、第2回部会連絡会報告 2. 情報交換
長生 部会 夷隅	7. 19	㈱日立製作所	10社 (11名)	1. 平成2年度第1回、第2回部会連絡会報告 2. 情報交換
松戸部会	7. 4	松戸商工会館	8社 (10名)	1. 平成2年度第1回、第2回部会連絡会報告 2. 平成2年度地域部会活動計画 3. 情報交換

リレー訪問

第27回目のリレー訪問は、海匝・山武部会のキンセキ(株)旭工場にお願いいたしました。(編集委員会)

キンセキ(株)旭工場を訪ねて

キンセキ(株)旭工場総務課長 窪田一雄氏
聞き手…協議会事務局主事 飯田容子
(以下 敬称略)



飯 田 今日は、人口約39,000人、十九里浜の北端に位置する旭市琴田のキンセキ(株)旭工場にお邪魔いたしました。

現代は衛星通信や光通信、バイオテクノロジーや超電導など様々なハイテクノロジーが世界を彩っていますが、キンセキ(株)はそういったハイテクノロジー機器の中核部に数多く利用されている製品をお造りになると伺っています。今日は、そういうお話を聞きできること

思いますが、最初に先ず、会社の沿革からお話いただけますでしょうか。

窪 田 もともとは『金石舎』という名前で明治時代に宝石店として出発いたしました。今でも東京神田小川町にお店があります。

富国強兵の時代、欧米列国に追いつこうと、それまでは日本にはなかった宝石店を創ったんですね。ですから、装飾品の販売からの出発になるんです。『金石舎』の命名は伊藤博文による

ものだと聞いています。

その後水晶が通信機等に利用されることから水晶振動子を造る軍事産業として発展、昭和25年に『株金石舎研究所』が設立され、日本で初めて「水晶振動子の周波数微細調整法」を確立、総合電子デバイスメーカーとして順調に業績を拡大してきました。

現在のキンセキ㈱となったのは昭和55年で、外国と取引を進めていく上で、今のほうが分かりやすいし、『舎』という言葉が外国人には発音しにくい。また、研究所という響きも人口水晶の育成から販売まで行っているにもかかわらず、何だか研究のみ行っているというイメージで、ものを製造・販売していない。という感じが強いので、社名を変更したわけです。

生産工場は東京工場、旭工場、北海道キンセキ、山形キンセキの4つがあります。また、販売網は営業本部を東京に置き、関西、中部、東北に営業所を設置し、お客様への万全なサービス体制を確立しております。海外での販売網についても東京の海外営業部をセンターとしてアメリカに現地法人AMERICAN KSS INC.を設けています。勿論、ヨーロッパ全域にも、東南アジアなどにもKSSブランドとして活躍しています。

飯 田 御社の製品は世界中に広がっているわけですね。

窪 田 それだけではありませんよ。宇宙にも出ていますからね(笑)。

この旭工場は、昭和36年に旭市の誘致企業ということでここ

に建てたのです。

もともとこの土地は嚙鳴小学校という学校の跡地で、その頃は、この辺りも過疎地域で、生徒数が減ってしまい、いづれは廃校になるので敷地の半分を誘致したそうです。

飯 田 先程お話に出た人口水晶は、天然の水晶とはどう違うのですか。

窪 田 水晶というのは、ご承知のとおり無色透明な石英の結晶なんですけれど、天然のものの中には鉄などの不純物が入っていて、紫色や黄色などのものもあるんです。

人口水晶は、純粹で品質的に安定していることが大きな特徴です。

飯 田 いつ頃から、造られるようになったのですか。

窪 田 人口水晶の育成に着手したのは昭和35年のことです。

今日のキンセキ㈱を築き上げた最大の理由は、この人口水晶育成技術といってもいいでしょう。現在、キンセキ㈱では我が国最大規模の人口水晶の生産を実現しています。

飯 田 この旭工場でも造られているのですか。

窪 田 ここは昭和36年に開設された工場なんですが、もともとこの旭工場で人口水晶の生産を開始したんです。当時は、大体、口径が20cmくらいの、ちょうど鉄砲の筒のようなものなんですけれど、そういった高圧容器（温度350℃～400℃、1000気圧）の中で造っていたんですけど、



今ではもっと効率の良い口径が60cm～80cmの一度の仕込みで大量に生産できるものを使っています。

飯 田 女性の方を多く見かけましたが、ここではどれくらいの人達が働いているのですか。

窪 田 社員が約240名。従業員の定着率は比較的高いんです。年間、辞めていく人は非常に少ない工場です。

細かい作業が多いですから、女性の方がむしろむいていいると言えるかもしれませんね。現在、パートが80名ほどおりますが、女性の働く場としては働きやすい職場ではないでしょうか。機械に追われるわけでもありませんし……。

飯 田 もう少し具体的に人口水晶の造り方をご説明願えますか。

窪 田 先ず初めに、先程いいました高圧容器の中に「ラスカ」と呼ばれる人口水晶の原料を入れるんです。これは、天然の水晶です。そして上から種水晶を吊すわけです。

飯 田 そのラスカというのは輸入されているんですね。

窪 田 そうです。材料となる天然水晶はブラジルからの輸入です。これはブラジルの水晶埋蔵量が世界一だということと、品質的にも安定していることからなんです。

そのラスカに炭酸ナトリウムを入れまして、溶かすわけです。そして気圧と温度の関係で筒の中で対流をおこさせてやると溶けた水晶が上昇して、上から吊してある種水晶に付着して再結晶するんです。これを「育成」

といっているんですが、大体、30日～40日かかります。

飯 田 製品の出発はすべてそこから始まるわけなんですね。

窪 田 水晶関連製品というのは、現在、どこで使われているのか知らないくらい幅広い分野で使われています。この旭工場だけで製品の売上は、月約7億円ほどになります。この種のメーカーは寡占状態なんです。というのも、水晶の供給ということ一つとっても設備投資にかなりのお金が費かりますし、非常にリスクが大きいからなんです。

飯 田 製品についてもいくつかお話をいただけますか。

窪 田 それでは、水晶振動子¹⁾からお話ししましょう。

今では私達の身の回りから宇宙空間まであらゆる電子機器に欠くことのできないものになっています。水晶というのは面白い特性がありまして切る角度によって周波数特性が変わってくるんです。ですから切断の工程、つまり、水晶をセットする角度が大事なんです。のこぎりみたいな物で切りますから表面がざらざらしていますので荒削りします。こうして出来たウェーハー状の物を、中央の種水晶の部分は使えませんからその両端から一枚ずつ合計2枚の水晶片を取ります。

機械が切れますので厚みにばらつきが出ますからそれを「厚み選別装置」で厚み別に分類します。そのあと一番安定感のある丸い形状にカットして、ある程度外形を加工します。勿論、それだけでは周波数が均一にな

りませんから、切断した水晶を目的の注文に応じた周波数まで自動研磨しながら調整します。

その後、再度水晶片の最終的な周波数の微調整をして仕上がり精度をチェックします。

飯 田 昔はどうなさっていたんですか。

窪 田 昔は、一枚一枚ある程度人の感覚で職人芸的に研磨していました。水晶片の厚みのあるものは周波数が低いんです。昔は、チャンネルが低いところに集まっていましたから、それでもよかったです。最近では90メガヘルツといった高い周波数のものもあります。ユーザーの要求がどんどん厳しくなっています。水晶振動子もどんどん薄くなってきてまして、薄いものはコピー用紙の半分くらいの厚さ、従って、紙よりも薄いものまでが要求されているんですね。

飯 田 石とは到底、思えない薄さですし、精度が要求される製品ですから大変ですね。



窪 田 こうして出来た水晶片の表面を洗浄して、電極になる金や銀を蒸着します。

組立工程からは温度・湿度・ゴミ・ホコリ、これが品質に大きく影響しますのでクリーンルームを設けまして温度23度、湿度60%の一定の環境の中で作業をしています。

注文に応じての作業ですのでまとまった数量の注文であれば機械で、少量なら手作業で蒸着

します。ニーズに応じて大きさも決まりますら、時には顕微鏡を見ながら蒸着したりします。

そして、各製品ごとの自動組立ラインへ送られて、基板の上に水晶片を接着して管封、完成品になります。これが、大体の大まかな工程の流れになっています。

飯 田 その他にはどんなものを造られているのですか。

窪 田 ほかには、水晶振動子とICなどを複合させた水晶発信器。周波数安定度が極めて良いことから、周波数の標準、送信機の主発振器、通信用受信機、時計等に使用されています。また、無線器用中間周波数や光通信用のモノリシッククリスタルフィルタの量産も行っています。これは、無数に飛び交う電波や雑音の中からその機器に必要な電波だけを高精度に選り出す機能をもったものです。更には、これら電機的なもののほか水晶の偏光性を応用した各種光学用水晶も生産しています。

水晶関連製品のほかにはディレーラインの先進メーカーとして、その製造を手がけ、今日は市場の約三分の一を生産しています。これは遅延回路といってVTRやカラーテレビなどの画面の鮮明度を確保するためのものとして、世界中から高い評価を得ているものです。

飯 田 今は、どういった需要が多いのですか。

窪 田 現在のところVTRが一番ですね。これからは特に日本では高付加価値のもの。携帯用電話

や自動車電話に期待しています。

飯 田 各製造プロセスでの厳しい品質チェックや最新鋭の設備、クリーンな環境での徹底した品質管理、どれもこれもびっくりしました。

窪 田 キンセキ(株)では常に新しい課題、新しい技術に真剣に取り組んでいます。今後とも最新のエレクトロニクス市場の動向を確実に掴んで参りたいと考えております。

飯 田 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

1) 水晶振動子

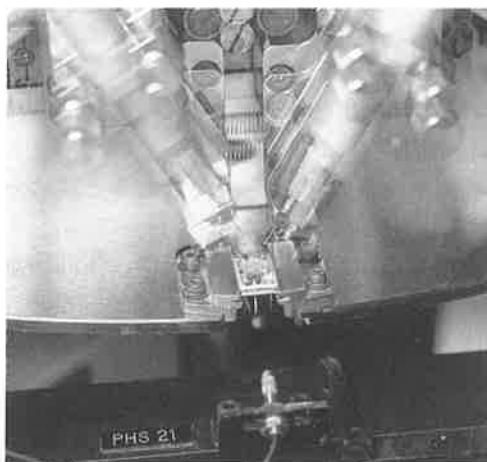
水晶板に電極をつけた発振素子。固有振動数の電圧を加えると※) 圧電効果により弾性振動を起こし、電気的共振回路が得られる。周波数安定度が非常によい。

※) 圧電効果

結晶性固体に外力を加えたとき、結晶が分極して表面に電荷を生ずる現象。



●旭工場



●組立て（水晶発振器）

行政法令動向

水質汚濁防止法の一部改正について

千葉県環境部水質保全課

1 改正の背景

今日の公共用水域の水質汚濁の状況は、東京湾等の閉鎖性水域や、都市内河川の汚濁が顕著となっており、これらの汚濁の原因は、炊事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴い排出される生活排水によるものが大きな割合を占めている。

しかしながら、生活排水に関する法による規定は、その対策の責任の所在、対策の枠組みとともに、産業排水に関する規定に比べて不十分であったことから、生活排水対策の推進を目的とする水質汚濁防止法の改正が行なわれ、昨年9月22日から施行された。

2 改正の内容

(1) 目的規定の改正

水質汚濁防止法の目的に、生活排水対策の推進が加えられた。

(2) 生活排水対策に係る行政及び国民の責務の明確化

(行政の責務)

市町村・生活排水処理施設の整備及び生活排水対策の啓発等の実施

都道府県・生活排水対策に係る広域にわたる施策の実施

- 生活排水対策の総合調整

国

- 生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁に関する知識の普及

- 地方公共団体が行なう生活排水対策の援助

(国民の責務)

- 何人も、公共用水域の水質の保全を図るために、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行なうよう心がけるとともに、国又は地方公共団体の生活排水対策の実施に協力する。

- 生活排水を排出する者は、生活排水処理施設及び付属設備の整備に努める。

(3) 生活排水対策の計画的推進

- 都道府県は、生活排水対策の実施が必要であると認められる地域を生活排水対策重点地域に指定する。

- 生活排水対策重点地域に指定された市町村は、生活排水対策推進計画を定め、計画的に対策を実施する。

- また、市町村長は、計画の推進に当たり生活排水を排出する者に対し、必要な指導等をすることができる。

(4) 総量規制地域における規制対象施設の拡大

総量規制地域において、全国一律の規制となる特定施設に加え、政令で指定する施設（指定地域特定施設）を規制対象とする制度を創設し、排水基準遵守義務等が適用された。

なお、改正法の施行に先立って行なわれた水質汚濁防止法施行令の改正により、指定地域特定施設として処理対象人員201～500人のし尿浄化槽が指定され、平成3年4月1日から施行されることとなった。

3 今後の予定

県としては、本改正の趣旨に沿って、市町村の意見を聞きながら、早急に生活排水対策重点地域を指定し、生活排水対策の一層の推進するとともに、指定地域特定施設に対しても、法第3条第2項の規定による上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁の防止を図ることとしている。

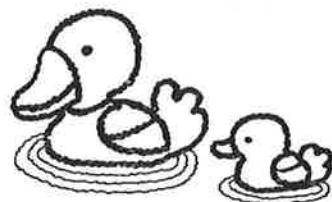
4 おわりに

生活排水の問題は、住民一人一人が当事者であり、一人一人の行動が、自分を取り巻く環境をまもる鍵となるものである。

例えば、みそ汁一杯（200cc）を台所から流したとすると、これをコイかフナの住める程度の水質（5 ppm）にするためには、何と風呂桶4・7杯分もの水が必要となる。

一方、台所の流しにろ紙袋をかぶせた三角コーナを置いたり、食器の油汚れをキッチンペーパー等でふき取ってから洗うなどの心がけだけでも台所からの汚濁は6割以上も削減できるとの報告もある。

このように、今回の水質汚濁防止法の改正は、生活排水対策の推進はもとより、生活排水に対する一人一人の「足下からの行動」が生活習慣を見直す契機となり、ひいては「地球に優しいライフスタイル」を創造する契機となることを期待している。



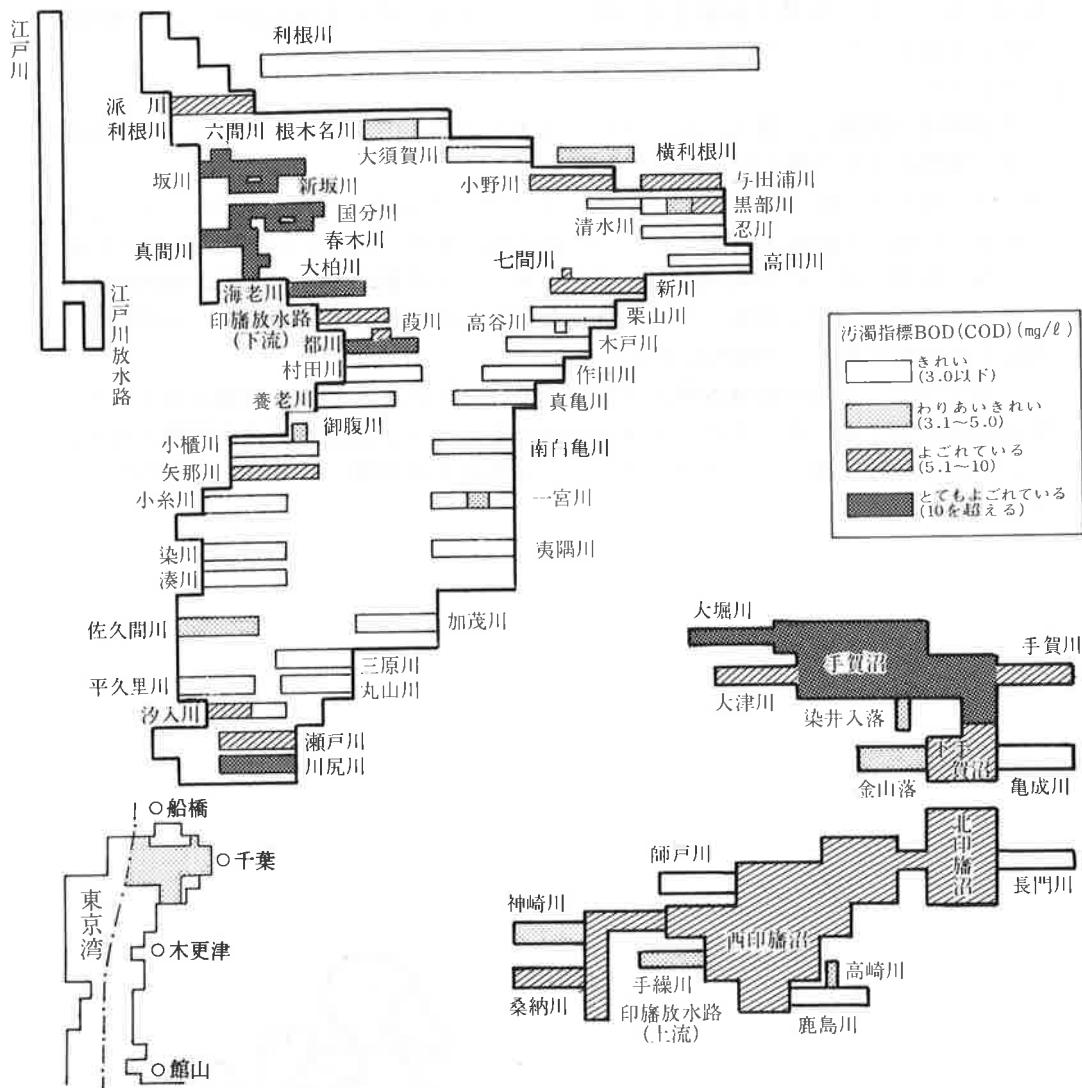
(参考資料)

1 生活排水の定義

炊事、洗濯、入浴等人の生活にともない公共用水域に排出される水であり、し尿も含まれる。なお、生活排水からし尿を除いたものを生活雑排水と呼ぶ。

2 本県の水質汚濁の状況

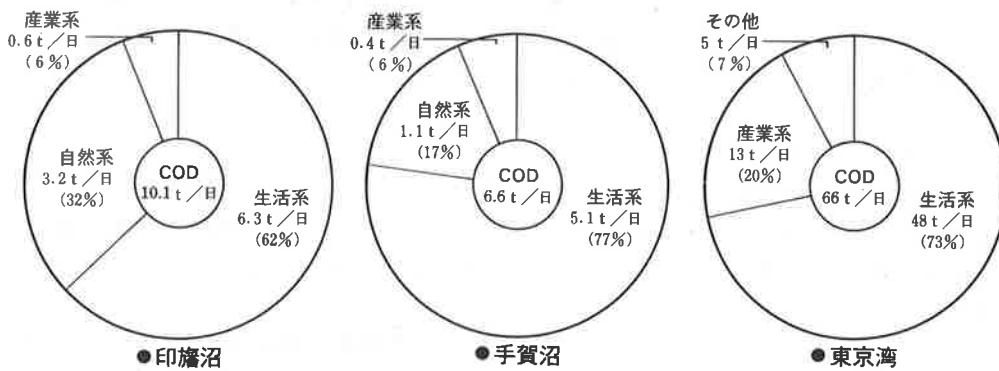
(1) 主要河川・湖沼・海域汚濁状況（平成元年度）



(2) 生活環境項目 (CODまたはBOD)に係る環境基準の達成状況
(平成元年度)

水 域	達成率 (%)	達成水域数／指定水域数
河 川	44.3	27／61
湖 沼	0	0／2
海 域	45.5	5／11

(3) 発生源別汚濁負荷量の割合



行政法令動向

「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」について

千葉県環境部自然保護課

1. 千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱とは

- ・本県には、自然公園法令に基づき、南房総国定公園と水郷筑波国定公園の2つの国定公園と県立九十九里自然公園を始めとする8つの県立自然公園が指定されており、この自然公園内において建築物の建設等をする場合は、知事の許可等が必要である。

注) 自然公園は、国立公園、国定公園、県立自然公園の総称

- ・本指導要綱は、許可等の申請前に事業者に対し、所定の手続きを行なわせるものであり、その内容は計画段階（土地取得前）での事前協議及び景観、動植物、風害等に関する影響評価調査等を義務付けるものである。

2. 指導要綱の概要

(1) 指導要綱制定に至る経緯、背景

- ・近年、リゾートブーム等を反映して、リゾートマンション等の建設が自然公園の周辺地域に集中する傾向が見られ、今後は自然公園内においても、これらの建設が急増するものと思われる。
- ・リゾートマンション等については、建物自体が自然景観に及ぼす影響のほか、日照、風害、電波障害等様々な社会問題が惹起され、このままに放置するならば、やがては県民の貴重な財産ともいいうべき良好な自然景観を有する自然公園の存在そのものが危ぶまれるおそれが生じてきた。
- ・このような状況の下に、平成2年6月定例県議会において、全会派一致で早急に強力な規制措置を講じるべき旨の決議がなされ、さらに千葉県町村会長からもリゾートマンションの建設規制について要望が出されたところである。
- ・これらを踏まえ、自然公園のすぐれた自然の風景地を適正に保全するため、「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」を制定し、平成2年9月1日から施行したところである。

(2) 指導要綱の概要

ア. 目的

自然公園等におけるいわゆるリゾートマンション等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、事前に必要な指導等を行なうことにより良好な環境の保全を図ることを目的とする。

イ. 対象地域

自然公園の特別地域及び普通地域並びに自然環境保全地域特別地区及び普通地区が対象地域になる。

ウ. 適用の範囲

この要綱は、公園事業、自然公園普通地域において届出を要しない建設事業（高さ

13メートル又は延べ面積1,000平方メートル以下のもの。)、自然環境保全地域普通地区において届出を要しない建設事業(高さ10メートル又は床面積の合計が200平方メートル以下のもの。)以外の建設事業について適用する。

注) 建設事業とは、集合住宅、ホテル、ペンション、保養所、病院、倉庫、店舗その他の建築物であって専ら個人が日常生活の用に供するための住宅(集合住宅を除く。以下「個人専用住宅」という。)及び個人専用住宅と用途上不可分の関係にある建築物以外のものの新築又は増築をいう。

エ. 事前協議制度

事業者に「自然公園等における建築物建設事前協議申出書」に位置図、地形図、土地利用計画図等を添付したものを提出させ、庁内関係各課からなる「自然公園等における建築物対策協議会」の審査により当該地における立地の可能性等について、でき得る限りの各種法令等に基づく行政指導を行う。

オ. 景観等影響評価制度

事前協議が終了した後に、景観等影響評価に移行することとなるが景観等影響評価の内容としては建設事業の実施が景観、動植物、眺望、日照、電波、地下水、周辺交通、市町村の上水供給計画、防災等に及ぼす影響及び建設事業の実施により生ずる風害、騒音、排水、ごみ等の影響について事業者に調査、予測、評価させるものである。

手順としては、上記の内容で事業者は景観等影響評価準備書を作成し、30日間一般の縦覧に供する。また、この間、住民に対し説明会を開催しなければならない。

準備書について住民は、意見書を提出することができるとなっているが意見がでた場合は、事業者はこれに対し、見解書を作成し、15日間一般の縦覧に供する。

また、知事は、周辺住民の意見を聞くために、必要に応じて公聴会を開催する。

その後、知事は、関係市町村長の意見を聞くとともに、準備書について意見を述べるため、原則として、知事が委嘱する景観等影響評価専門委員の意見を聴き、この意見等を踏まえて、事業者に対して意見を述べる。

事業者は、知事が意見を述べたときは、景観等影響評価書を作成し、知事に提出するとともに、関係市町村に送付しなければならない。なお、当該景観等影響評価書は、15日間一般の縦覧に供する。

カ. 許可申請及び届出

本指導要綱に基づく、所定の手続が終了した後、許可申請又は届出をすることとなる。知事の意見に沿ったものは許可又は届出を受理することとなるが沿わないものは不許可又は自然環境保全審議会に諮問し、答申に基づいた措置を講じる。

キ. 励告及び公表

本指導要綱の手続を無視したり、指導に従わない場合は、勧告し、事業者名を公表する。

千葉県自然公園等における 建築物建設に係る指導要綱

千葉県環境部自然保護課

(目的)

第1条 この要綱は、自然公園及び自然保全地域におけるいわゆるリゾートマンショ
ン等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、
事前に必要な指導等を行なうことにより良好な環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるところによる。

- (1) 自然公園等 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第2条
第1号に規定する自然公園及び千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例
第1号。以下「保全条例」という。）第6条の規定による自然環境保全地域をい
う。
- (2) 自然公園特別地域等 法第17条の規定による特別地域及び法第42条の規定によ
る特別地域並びに保全条例第9条の規定による特別地区をいう。
- (3) 自然公園普通地域等 法第20条の規定による普通地域及び千葉県立自然公園条
例（昭和35年千葉県条例第15号。以下「公園条例」という。）第13条の規定によ
る普通地域並びに保全条例第11条の規定による普通地区をいう。
- (4) 建設事業 集合住宅、ホテル、ペンション、保養所、病院、倉庫、店舗その他の
建築物であって、専ら個人が自己の日常生活の用に供するための住宅（集合
住宅を除く。以下「個人専用住宅」という。）及び個人専用住宅と用途上不可分
の関係にある建築物以外のものの新築又は増築をいう。
- (5) 事業者 建設事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで
自らその工事をする者をいう。
- (6) 周辺住民 建設事業により自然景観その他の環境に著しい影響を受ける地域に
居住する者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱は、自然公園等における次の各号に定める事業以外の建設事業につ
いて適用する。ただし、宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例
第50号）第5条及び千葉県開発行為等規制細則（昭和45年千葉県規則第52号）第4
条に規定する知事への協議（以下「条例協議等」という。）を行うこととなる事業に
ついては、第5条及び第7条の規定は適用しない。

- (1) 法第2条第6号に規定する公園事業及び公園条例第2条第3号に規定する公園
事業
- (2) 自然公園普通地域等における法第20条第1項、公園条例第13条第1項及び保全
条例第11条第1項の規定による届出を要しない建設事業

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自然公園等における自然環境の保全の重要性を強く認識し、建設事業の計画策定に当たっては、この要綱に定める手続に従い自然環境の保全に努めるとともに、関係法令を遵守しなければならない。

2 事業者は、建設事業によって周辺住民等に迷惑を及ぼさないよう最善の努力をしなければならない。

(事前協議)

第5条 事業者は、建設事業を実施しようとするときは、当該建設事業に係る用地取得について関係者と交渉を開始する前に（建設事業以外の目的で用地交渉を開始した後、建設事業に利用目的を変更する場合においては、変更後、直ちに）建設事業の計画について知事に協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

2 前項の規定により事前協議をしようとする事業者は、次の各号に掲げる関係図書を添えて、自然公園等における建築物建設事前協議申出書（別記第1号様式。以下「事前協議申出書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画概要書
- (2) 位置図（縮尺1/25,000）
- (3) 地形図（縮尺1/2,500）
- (4) 土地利用計画図
- (5) 建築物の配置図
- (6) 建築物の平面図及び立面図
- (7) 建設事業予定地の縦断図及び横断図
- (8) 建設事業予定地及びその周辺地の現況写真
- (9) その他知事が必要と認めるもの

(協議会の設置及び運営)

第6条 この要綱の適確な実施を図るため、自然公園等における建築物対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項を担任する。

- (1) 事前協議に係る事項の審査及び調整に関する事項。
- (2) その他知事が必要と認める事項

3 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

4 会長は、環境部次長の職にある者をもって充てる。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要があると認めるときは、別表に掲げる職以外の職にある者を委員とすることができます。

7 協議会の運営等に必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第7条 知事は、第5条第1項の規定により事業者から事前協議があったときは、協議会の審査を経て回答するものとする。

2 会長は、事前協議の審査のため必要と認める場合は、事業者に対し、協議会にお

いて説明を求めることができる。

(景観等影響評価準備書の作成等)

第8条 事業者は、事前協議（条例協議等を含む。）を終了したときは、建設事業の実施が景観、動植物、眺望、日照、電波、地下水、周辺交通、市町村の上水供給計画、防災等（以下「景観等」という。）に及ぼす影響及び建設事業の実施により生ずる風害、騒音、排水、ごみ等（以下「風害等」という。）の影響について調査、予測及び評価を行い、次の各号に掲げる事項を記載した景観等影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、事前協議において、知事が自然景観その他の環境に影響を与えるおそれが少ないと認める建設事業については、この限りではない。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 建設事業の目的及び内容
- (3) 調査の結果
- (4) 景観等に及ぼす影響及び風害等の影響の内容及び程度
- (5) 景観等の保全等及び風害等の防止等のための措置
- (6) 景観等に及ぼす影響及び風害等の影響の評価

2 事業者は、前項の規定により知事に準備書を提出したときは、当該準備書の写しを建設事業が実施される所在地の市町村長（以下「関係市町村長」という。）に送付しなければならない。

(準備書の縦覧等)

第9条 知事は、前条第1項の規定により事業者から準備書が提出されたときは、その旨並びに次項に規定する説明会の開催の場所及び日程等を公告するとともに、当該準備書の写しを当該公告の日から30日間一般の縦覧に供するものとする。

- 2 事業者は、知事及び関係市町村長と協議して定める日程に従い、前項に定める縦覧期間内に、周辺住民に対し準備書に係る説明会を開催しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による説明会を開催する場合は、その場所、日程等について周知を図らなければならない。
- 4 事業者は、説明会の日程が終了したときは、その実施状況について説明会開催結果報告書（別記第2号様式）を作成し、知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

(周辺住民の意見)

第10条 周辺住民は、前条第1項に規定する公告の日から同項に規定する縦覧期間の満了後15日を経過する日までに、準備書について、知事に意見書を提出することができる。

- 2 知事は、前項の規定により意見書の提出があったときは、提出期間満了後、速やかに、当該意見書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

(見解書の作成等)

第11条 事業者は、前条第2項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、当

該意見書に対する見解書（別記第3号様式）を作成し、知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者から見解書が提出されたときは、その旨を公告するとともに、当該見解書の写しを当該公告の日から15日間一般の縦覧に供するものとする。

（公聴会）

第12条 知事は、第14条第1項の規定により意見を述べるため必要と認めるときは、周辺住民の意見を聞くため、公聴会を開催することができる。

2 知事は、前項に規定する公聴会を開催しようとするときは、開催しようとする日の15日前までに公聴会の開催の場所、日程等を公告するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

（関係市町村長の意見）

第13条 知事は、関係市町村長に対し、期限を定めて準備書について意見を聞くものとする。

（知事の意見）

第14条 知事は、事業者に対し、準備書について意見を述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするときは、第10条第1項に規定する意見書、第11条第1項に規定する見解書、第12条第1項に規定する公聴会での意見及び第13条に規定する関係市町村長の意見を考慮するとともに、原則として、知事が委嘱する景観等影響評価専門委員（以下「専門委員」という。）の意見を聞くものとする。

3 専門委員の選任及び景観等影響評価専門委員会の運営等に関し、必要な次項は、別に定める。

（景観等影響評価書の作成等）

第15条 事業者は、前条第1項の規定により知事が意見を述べたときは、準備書の記載次項について検討し、次の各号に掲げる次項を記載した景観等影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、知事に提出するとともに、その写しを関係市町村長に送付しなければならない。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第10条第1項に規定する意見書の概要
- (3) 前条第1項に規定する知事の意見
- (4) 第2号に掲げる事項についての事業者の見解
- (5) 第1号に掲げる事項について変更した場合は、当該変更の内容

（評価書の縦覧等）

第16条 知事は、前条の規定により評価書が提出されたときは、当該評価書が提出された旨を公告するとともに、当該評価書の写しを当該公告の日から15日間一般の縦覧に供するものとする。

(建設事業の廃止又は変更)

第17条 事業者は第5条第2項の規定による事前協議申出書の提出後において、建設事業を廃止し、又は建設事業に係る計画を変更したときは、速やかにその旨を建設事業廃止届出書（別記第4号様式）又は建設事業変更届出書（別記第5号様式）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定により計画の変更の届出を受けた場合において、当該変更による変更後の事業が建設事業であるときは、第5条、第8条、第9条第2項から第4項まで、第11条第1項及び第15条に規定する各手続の全部又は一部を執ることを当該事業者に指示することができる。ただし、特に知事が認めるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、前項本文に規定する指示を受けたときは、当該指示に従い、必要な手続と執るものとする。

(自然公園特別地域等における許可の申請)

第18条 事業者は、法第17条第3項、公園条例第12条第1項及び保全条例第9条第4項の規定による許可の申請をしようとする場合は、第16条に規定する手続（第17条第3項に規定する手続を含む。以下同じ。）が終了した後、当該申請を行うものとする。

(自然公園普通地域等における行為の届出)

第19条 事業者は、法第20条第1項公園条例第13条第1項及び保全条例第11条第1項の規定による行為の届出をしようとする場合は、第16条に規定する手續が終了した後、当該届出を行うものとする。

(勧告及び公表)

- 第20条 知事は、事業者がこの要綱に規定する手続を実施しないときは、事業者に対し、当該手続の実施を勧告するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名等を公表するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に知事が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に用地を取得し、施行の日後に着工する建設事業については、この要綱を適用する。この場合において、第5条第1項の規定による事前協議は、建設事業を着工する前に行うものとする。

別表（第6条第6項）

総務部	消防防災課長
企画部	企画課長
	水政課長
	交通安全対策課長
環境部	環境調整課長
	大気保全課長
	水質保全課長
	自然保護課長
	生活環境課長
	産業廃棄物課長
農林部	農地課長
	耕地第一課長
	林務課長
水産部	漁港課長
土木部	道路維持課長
	河川課長
	港湾管理課長
	用地課長
都市部	計画課長
	宅地課長
	土地対策課長
	下水道計画課長
	建築指導課長
教育庁障害学習部	文化課長

別記

第一号様式（第五条第二項）

自然公園等における建築物建設事前協議申出書

年 月 日

千葉県知事

様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電話

千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱第5条の規定により、次のとおり協議します。

1 事業の名称								
2 施行者								
3 位置								
事業計画概要	建築物の規模							
	建築物の用途							
	敷地面積	m ²	敷地に接する道路の幅員	m				
	建築面積	m ²	建ぺい率	%	延面積	m ²	容積率	%
	景観形成の方針							
	動植物の影響範囲とその対策の概要							
	日影の影響範囲とその対策の概要							
	電波障害の影響範囲とその対策の概要							
	既設道路等の接続及び取付の状態							
	上水の供給の方針							
下水道処理の方針								
ごみ処理の方針								
地下水対策								
風害対策								
騒音対策								
防災計画								
駐車台数	敷地内		近接地					
5 その他特記すべき事項								

第二号様式（第九条第四項）

説明会開催結果報告書

年　月　日

千葉県知事　　様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）



電話

年　月　日に提出した準備書に係る説明会の日程が終了したので、千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設事業の名称
- 2 説明会の開催状況

開催日時	開催場所	参加者の数

- 3 質疑の概要

開催日時及び場所	質問の概要	左に対する説明の概要

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とすること。

第三号様式（第十一条第一項）

見 解 書

年 月 日

千葉県知事 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

㊞

電話

千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱第11条第1項の規定により、
次のとおり提出します。

建設事業の名称	
住民意見書の概要	意 見 書 に 対 す る 見 解

備考 用紙の大きさは、日本工

第四号様式（第十七条第一項）

建設事業廃止届出書

年　月　日

千葉県知事　　様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電話

千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱第17条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

建設事業の名称	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とすること。

第五号様式（第十七条第一項）

建設事業変更届出書

年 月 日

千葉県知事

様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電話

千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱第17条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

建設事業の名称		
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とすること。

房総紀行

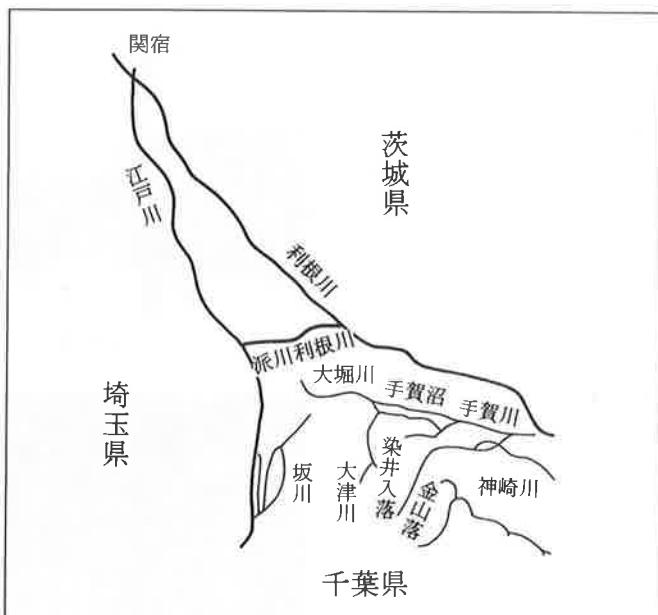
『利根運河』

キッコーマン（株）

環境管理部対策課 実 粉

繁

千葉県の北西部の利根川と江戸川を結ぶ運河（河川名を派川利根川という）があるが、今回の紀行はこの運河の今昔を訪ねることにする。



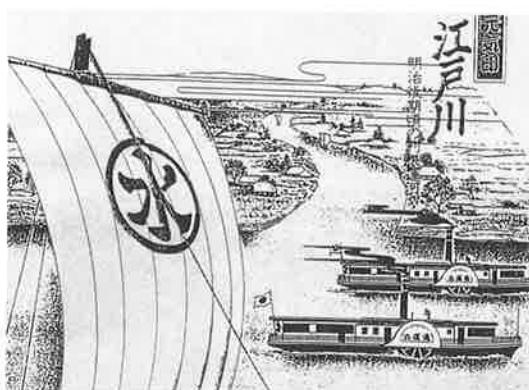
出発の前に、運河に関する予備知識を得る事にした。

運河と言えば誰でもスエズ運河（1652.5km）や、パナマ運河（81km）を思い起すが、この利根運河は約8.5kmと極く小さなものである。しかし、国内のもととしては最も本格的な運河である。

明治21年、当時の内務省土木局の御雇工師であったオランダ人、A・L・ローワエンホルスト・ムルデル氏の設計監督により開削が始まり、2年後の明治23年6月に開通している（平成2年は通水100年の年に当たり、種々の記念行事

が行なわれた）。

この地の水運は江戸時代より東北、



（明治後期の利根運河風景）

北海道から江戸方面へ向かう航路として発展し、銚子港に着いた物資は高瀬船に積みかえられ、利根川をさかのぼって関宿を経て江戸川を下り、江戸へと送られていた。途中、利根川中流の浅瀬が航行を著しく妨げ、銚子から江戸までの航行には10~15日もかかっていたが、この運河開通により少なくとも3日は短縮されたと言われる。

運河開通に伴い利根川側入口の瀬戸、及び江戸川出口の深井新田に夫々料金所が設けられ、この辺り一帯の両岸には船乗り相手の商店や旅人宿等が集まり、大いに賑わっていたと言う。

その後、昭和16年7月の台風による大洪水で野田と我孫子を結ぶ水堰橋が破壊されたことにより、事実上運河としての機能が停止した。以来、廃運河となっていたが、昭和50年6月「野田緊急暫定導水路」として再び蘇った。

前書きはこのくらいにして利根川側の運河入口へ足を運ぶことにする。

秋も深まる10月の末の好天日を選び、芒の河原や船頭さんの昔を偲びながら河口に着いたが、帰化植物のセイダカアワダチ草の黄が河原を侵略している異様な光景に遭い、半世紀の時の流れを感じざるを得なかった。

坂東太郎の別名で親しまれている利根川の対岸の上流に鬼怒川の注ぎ込む合流



(運河入口附近、前方は常磐高速道)

点が見える。

利根川は鮭の溯上する南限に近く、当時は多数の鮭がこの利根川をさかのぼり、支流の鬼怒川では多量の漁獲があったと言う。銚子の河口から100kmの真水を上ってくる鮭は美味で人気が高かった為、その鮮度を落とさぬように途中の流域までは陸路を馬で運び、そこから汽船で急送したと言われる。(走り鮭と言う)。



(水堰橋附近)



(三ヶ尾の稻荷大明神)

水位調整用の水門附近で数人の釣師たちが糸を垂らしているのを横に見ながら堤沿いの道を進むと〈この先行き止まり〉の標識があり、止むなく迂回する。

幽い林間の道すじの途中に少し朽ちた鳥居があり、稻荷大明神の朱札がある。子宝祈願に訪れる人が多いと地元の人が教えてくれた。

国道16号線を越え東京理科大の広大な

構内を横切ると前方に白堊の殿堂「靈波の光り」の聳えるのが見えてくる。



(靈波の光り本堂)

白衣を着た奉仕の女性たちが甲斐甲斐しく作業をしているかたわらを気遣いながら通り過ぎる。

東武線の運河鉄橋の真下の河川敷に拡がる「利根運河水辺公園」を一眺出来る堤上に出る。



(橋上より水辺公園を眺む)

昨年10月19日に、この水辺公園に於いて関東地方水質汚濁対策連絡協議会主催の連合水質事故対策訓練が行われた。

訓練には国（建設省）1都7県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）と2市（川崎、横浜）1公団（水資源開発公団）及び地元の流山市が参加して行われた。

訓練は〈利根運河流域に10時00分頃、地震により有害物質が流出した旨の連絡



(挨拶をする環境部伊藤技監)

が江戸川中川通報センターに入りました〉という想定で、採水分析訓練、酸中和訓練、広報訓練、魚回収訓練、油流出防止対策訓練等が行われた。



(水質分析実演)



(魚回収訓練)

利根運河の歴史を刻んだ「利根運河碑」が公園を見下す様に立っているが、運河



(油回収訓練)



(運河出口附近、右側が運河)

開通当初からこの辺りの両岸には数多くの桜の木が植えられ、関東桜の名所として観光客で賑わったと言われる。しかし、成長して大木になった桜は堤を破壊する心配から伐採されたと記されている。

運河を更に下ると江戸川への出口が見えてくる。野田、流山サイクリング道路の橋が河を横切っている。その橋の上で空缶を拾っている建設省江戸川工事事務所の職員に出合った。我々も協力して袋に集めながら、「よく捨てるもんですね」と言うと、「毎日拾いに来ているんですが、あとからあとから捨ててゆくんです。」と、橋の下で釣りを楽しんでいる人の耳にも届く程の声で話をしてくれた。

江戸川の水は今や首都圏600万人が利用しているかけがえのない水源である。前掲の明治時代の風景を撮った場所に近

づこうとしたが、秋の出水でつい数日前まで河原が浸っていたため、水辺までの接近は無理であった。

水運の要めとしての運河が貴重な水源の補水路に生まれ変わっていることを見聞し、そのしたたかさぶりにも増して時代の変遷の速さを痛感した。この淀みなき水勢に往時の汽船の音や人々の賑わいの声を重想しながら、今回の紀行を終る。

〈青糸瓜 河の盛衰ことさらに 繁〉

紹 介

平成元年度千葉県公害研究所 調査報告書及び研究論文一覧

(1) 調査報告書

年度	報 告 書 名	発 行 主 体	参 画 形 態	参 画 者
元	光化学スモッグによる植物影響調査報告書	関東地方公害対策推進本部大気汚染部会、一都三県公害防止協議会	共 同 研 究	岡 崎 淳
	植物からみた関東地方の光化学スモッグ被害の実態（Ⅲ）	同 上	共 同 研 究	岡 崎 淳
	光化学大気汚染物質等による複合影響調査（植物調査）	日本公衆衛生協会	共 同 研 究	岡 崎 淳
	光化学大気汚染物質等による複合影響調査（植物調査）—オーブントップチャンバー法等による植物への影響調査—	同 上	共 同 研 究	岡 崎 淳
	農作物光化学スモッグ等被害対策調査実績書	千葉県農林部	共 同 研 究	岡 崎 淳
	農林公害ハンドブック（改訂版）	同 上	共 同 執 筆	岡 崎 淳
	昭和63年度南関東浮遊粒子物質合同調査結果報告書	関東地方公害対策推進本部、一都三県公害防止協議会	共 同 調 査	水 上 雅 義 内 藤 季 和
	昭和63年度湿性大気汚染調査報告書	同 上	共 同 調 査	菊 地 立 ¹⁾ 押 尾 敏 夫 1)現東北学院大学
	酸性雨測定法に関する資料集	環境庁酸性雨対策検討会大気分科会	共 同 執 筆	押 尾 敏 夫
	昭和63年度新東京国際空港周辺航空機騒音実態調査結果	千葉県環境部	共 同 調 査	騒音振動研究室

(2) 研究論文及び雑誌投稿

年度	題名	著者	投稿誌名
元	大気汚染総合指標による千葉県の大気環境の評価	岡崎淳	空気清浄Vol.27、No. 2
	ノルトラインウェストファーレン研究所訪問記	飯豊修司	産業公害Vol.26、No. 2
	オランダ、西ドイツ研修報告	飯豊修司	ちば環境行政第51号
	ライフル銃等の射撃音	石井皓	騒音制御Vol.13、No.6
	騒音に関する苦情分布と人口密度	石井皓	リサーチ環境Vol.1、No. 1
	固定発生源から排出される粒子の評価	飯豊修司	千葉県公害研究所研究報告
	関東地方を中心とした降水汚染による急性の環境影響と降水の汚染過程	押尾敏夫	同上
	大気中のPAN、PPNの測定とその分布	松浦章良、中西基晴	同上
	南関東地域における光化学大気汚染の形成過程に関する中気候学的成果	菊地立 ¹⁾ 1) 現東北学院大学	同上
	千葉県における大気中炭化水素成分濃度の分布特性	中西基晴、松浦章良、竹内和俊、吉成俊彦、菊地立 ¹⁾ 1) 現東北学院大学	同上
	新東京国際空港周辺の航空機騒音実態調査とモニタリング	石井皓	同上
	京葉臨海工業地帯における大気汚染と対策	宇野博美	同上
	千葉県における大気環境中の水銀濃度	押尾敏夫、依田彦太郎、高信悦司 ¹⁾ 、吉成晴彦、水上雅義 1) 県佐倉保健所	千葉県公害研究所研究報告Vol.21、No. 2
	ライフル射撃音の音響特性	石井皓、岡部隆男 ¹⁾ 1) 県都市部計画課	千葉県公害研究所研究報告Vol.21、No. 2
	長期測定結果に基づく千葉県内の非都市域の浮遊粒子状物質及びその成分の特徴	水上雅義、内藤季和、押尾敏夫、吉成晴彦	同上
	秋季における千葉県内3地点での大気中窒素化合物の地域特性について	竹内和淳、中西基晴	同上
	二酸化窒素濃度に対する気象要素の影響	岡崎淳	同上

(3)講演・学会等発表

年 月	演 题	発表者(共同発表者)	学会または主催団体	開 催 地
元 5	道路交通振動の実験的研究(1) －地盤条件による振動発生源特性 の違い	樋口茂生	日本地質学会	水 戸 市
6	近隣騒音と私たちの生活	石井 眞	習志野市公害セン ター	習志野市
8	酸性雨について	押尾敏夫	千葉県公害防止管理 者協議会	千 葉 市
10	日本の公害の現状と研究体制	石井 真	韓国・建国大学校理 科大学地理学教室	ソウル市
11	関東地域におけるオキシダント植 物被害調査(その3) ポプラ配 置法による大気汚染の植物生長影 響調査1－環境要素との関係－	岡崎 淳	第30回大気汚染学会	川 崎 市
11	関東地域におけるオキシダント植 物被害調査(その4) ポプラ設 置法による大気汚染の植物生長影 響調査2－生長指標による環境評 価－	岡崎 淳	同上	同 上
11	関東地方の酸性雨に関する研究 (第29報)－降水及び浮遊粉じん 等の時系列推移	押尾敏夫、小山功 ¹⁾ 水上和子 ²⁾ 1) 東京都環境科学 研究所、2) 埼玉県 公害センター	第30回大気汚染学会	川 崎 市
12	千葉県における大気降下物の地 域特性	吉成晴彦	第16回環境保全・公 害防止研究発表会	東 京 都
12	京葉臨海工業地帯における大気汚 染とその対策	宇野博美	千葉県公害防止管理 者協議会	千 葉 市
2. 1	快適な音環境について	石井 真	千葉県環境行政連絡 協議会	千 葉 市
1	オランダ・西ドイツの大気汚染の 現況と固定発生源の観察	飯豊修司	同上	同 上

年月	演題	発表者(共同発表者)	学会または主催団体	開催地
2. 3	大気汚染総合指標による千葉県の環境評価	岡崎 淳	第28回千葉県公衆衛生学会	千葉市
3	市原市岩崎西における大気環境中の水銀濃度	押尾敏夫、吉成晴彦 内藤季和、水上雅義	同上	同上

(4)講習会等

年月	会の名称及び演題	講師	実施主体	場所
元7. 8	公害防止管理者等国家試験受験講習会 大気 公害概論 大気中におけるばい煙の拡散 測定技術（ばいじん外） 測定技術（ばいじん） 騒音 測定技術 振動 振動の性質 測定技術 振動防止技術	宇野博美 岡崎淳 星野充 鈴木将夫 石井皓 石井皓 石井皓 樋口茂生 石井皓	千葉県公害防止 管理者協議会	千葉市
元6. 7 9	市町村職員測定技術講習会 悪臭 騒音 振動 ばい煙	竹内和俊 石井皓 樋口茂生 依田彦太郎 星野充 飯豊修司 飯村晃 鈴木将夫	県大気保全課	市原市
10	測定機器維持管理者講習会 大気汚染自動測定機器の維持管理	吉成晴彦	(社)日本電気計測 器工業会	東京都 大阪府
2. 3	看護大学校学習講座 公害と環境問題について	奥田惟精	公害研究所	市原市

平成元年度水質保全研究所 調査報告書及び研究論文一覧

(1) 調査報告書

発表者	研究室	題目	掲載誌
千葉県水質分析手法研究会	水質第一	四塩化炭素の分析方法と問題点の検討	分析手法研究資料 No.6
本橋 敬之助 大野 善一郎	水質第三	生活雑排水ハンドブック (改定版)	水保研資料 No.53
地盤環境研究室	地盤環境	千葉県の地盤沈下と地震	第19号

(2) 研究論文及び雑誌投稿

ア 水質、産廃関係

発表者	研究質	題目	掲載誌	年／月
本橋 敬之助	水質第三	浚渫に伴う底質の変化 —手賀沼を例にして—	水処理技術 30巻(4号)	1989
本橋 敬之助	水質第三	水質保全対策事業とその効果 —手賀沼における二、三の事業を例にして—	水処理技術 30巻(5号)	1989
本橋 敬之助 大野 善一郎	水質第三	生活雑排水ハンドブック	雑誌「水」31巻 (7~12号)	1989
本橋 敬之助	水質第三	湖沼河口域における水質変化と容出 —手賀沼を例にして—	水処理技術 30巻(7号)	1989
中島 淳	水質第一	地方公共団体における小規模事業場排水対策の実施状況	用水と排水 31巻(8号)	1989
本橋 敬之助 笠原 豊	水質第三	浚渫跡地における底泥の堆積と底質 —手賀沼を例にして—	水処理技術 30巻(8号)	1989
本橋 敬之助	水質第三	水質保全対策事業とその効果 (その2) —手賀沼を例にして—	水処理技術 30巻(10号)	1989
中島 淳 小倉 久子	水質第一	千葉県における小規模事業場排水対策への取組み	産業と環境 19巻	1990
大野 善一郎	水質第三	土壤トレンチによる生活排水の処理と窒素除去についての二、三の問題点	水処理技術 31巻(2号)	1990
本橋 敬之助	水質第三	印旛沼及び手賀沼における水質保全対策事業 —その効果と問題点—	千葉大学廃棄物処理施設報 9巻(13号)	1990
小林節子 西村肇 (東京大学工学部)	水質第二	酸素還元電位を用いた Fe^{2+} イオン濃度の時間変化測定法	水質汚濁研究 13巻(4号)	1990
小林節子 西村肇 (東京大学工学部)	水質第二	$\text{Fe}(\text{II})$ の酸化速度のPHおよびDO濃度依存性	水質汚濁研究 13巻(5号)	1990

発表者	研究質	題目	掲載誌	年/月
佐藤正治 小川カホル	主任研究員 水質第一	赤潮等プランクトン調査	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
半野勝正 松崎淳三	水質第一	先端産業事業場排水実態調査 (IC製造工場排水実態調査)	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
小倉久子	水質第一	千倉町水産加工場排水の実態について	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
中島淳	水質第一	昭和63年度Oダム湖水質調査結果	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
中島淳	水質第一	土壤中のトリクロロエチレン等の測定 について	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
松崎淳三	水質第一	総窒素および総りんの同時分解による 定量について	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
小林節子 宇野健一 吉澤正	水質第二	印旛沼、手賀沼のCOD、窒素、りん の水質特性 —公共用水域水質測定結果の解析—	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
宇野健一 小林節子 吉澤正	水質第二	印旛沼底質の全りん —湖沼水質保全計画に関する 調査研究—	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
藤本千鶴 藤村葉子 矢沢裕 (県水質保全課)	水質第二	印旛沼・手賀沼流入河川の汚濁負荷量 に関する調査研究(Ⅲ) —両湖沼流入河川の降雨時調査(1)—	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
藤本千鶴 藤村葉子 矢沢裕 (県水質保全課)	水質第二	印旛沼・手賀沼流入河川の汚濁負荷量 に関する調査研究(Ⅳ) —両湖沼流入河川の降雨時調査(2)—	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
藤本千鶴 藤村葉子 矢沢裕 (県水質保全課)	水質第二	印旛沼・手賀沼流入河川の汚濁負荷量 に関する調査研究(Ⅴ) —水質・流量自動測定装置による 河川総流出負荷量の推定(1)—	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
藤村葉子 吉澤正 藤本千鶴 宇野健一 森山茂 (県水質保全課)	水質第二	粒径を考慮した底質の評価方法につい て(Ⅱ)	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
大野善一郎	水質第三	毛管浸潤トレーンによる生活雑排水処 理の実態調査	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
小川カホル	水質第三	手賀沼の植物プランクトン II季節変化について	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
本橋敬之助 笠原豊	水質第三	浚渫工事に伴う水質変化 —手賀沼を例にして—	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
豊倉善夫	産業廃棄物	建設汚泥の性状等に関する調査研究 (その1)	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
相坂清子 平間幸雄 佐藤正春	産業廃棄物 主任研究員	海面埋立による廃棄物最終処分場の調 査(昭和63年度)	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989
相坂清子 平間幸雄	産業廃棄物	IC製造工場の廃棄物実態調査	昭和63年度千葉県水質保全 研究所年報	1989

イ 地盤環境関係

発表者	研究室	題目	掲載誌	年／月
地盤環境研究室	地盤環境	昭和62年(1987年)千葉県東方沖地震 -災害記録-	千葉県地震対策推進委員会誌	1989
地盤環境研究室	地盤環境	環境教育に関する展示とその試み	千葉県環境地質研究 20	1989
香村一夫・風岡修・ 楢井久	地盤環境	産業廃棄物が厚く堆積する場所での常時微動(その1)	千葉県環境地質研究 20	1989
原雄・楠田隆・ 古野邦雄・佐藤賢司・ 香村一夫・風岡修・ 風戸孝之・鴫田信義 ¹⁾ ・ 楢井久	地盤環境	野外における降雨・浸透の測定(2)	千葉県環境地質研究 20	1989
楢井久・楠田隆・ 古野邦雄・香村一夫・ 佐藤賢司・原雄・ 風岡修	地盤環境	地震動の目 -震央付近にみられた低振動域-	千葉県環境地質研究 20	1989
風岡修	地震環境	地層の剥ぎ取り転写の導入と その有効性	千葉県環境地質研究 20	1989
原雄	地震環境	ジルコンのa(100)面・m(110)面上のトラックエッティングについて	千葉県環境地質研究 20	1989
原雄・楠田隆・ 楢井久	地盤環境	嶺岡帯の閃綠岩のFT年代	千葉県環境地質研究 20	1989
鈴木喜計 ²⁾ ・磯辺光 ⁻²⁾ ・ 渡辺達男 ²⁾ ・矢野勝 ²⁾ ・ 村田順一 ⁻³⁾ ・佐藤賢司・ 楢井久	地盤環境	有機塩素化合物による地質汚染簡易調査法	公害と対策 25 (No.15))	1989
HISASHI NIREI	地盤環境	The 1987 East off Chiba Prefecture earthquake and its hazard	Proceeding of the work-shop on the Quaternary geology and regional development. Publikasi, Bandung	1989
楢井久	地盤環境	ロマブリータ地震現地調査報告書	ロマブリータ地震地方公共団体調査チーム報告書	1990
楢井久	地盤環境	環境地質学と環境教育学 -21世紀へ向けて-	鈴木敬司教授退官記念論文集	1990
香村一夫・楢井久	地盤環境	簡単につくれる“液状化実験装置”	地学教育と科学運動 18	1990

1) 千葉県公害研究所、2) 君津市環境部、3) 関東建設㈱

(3) 講演・学会等発表

ア 水質、産廃関係

発表者	研究室	題目	学会等名称	開催場所	年／月
小川カホル	水質第三	手賀沼の浮遊珪藻について	日本珪藻学会第10回大会	群馬県立歴史博物館	1989／6
大野善一郎	水質第三	土壤トレンチによる生活排水の処理	エントロピー学会第7回シンポジウム	久留米大学	1989／11
小倉久子 中島淳	水質第一	特定事業場排水の窒素、りん濃度について	第16回環境保全、公害防止研究発表会	環境庁	1989／12
半野勝正	水質第一	IC工場の実態調査（排水関係）	第28回千葉県公衆衛生学会	千葉県文化会館	1990／3
平間幸雄 相坂清子	産業廃棄物	IC工場の実態調査（廃棄物関係）	第28回千葉県公衆衛生学会	千葉県文化会館	1990／3
吉澤正 ほか	水質第二	県内ゴルフ場実態調査	第28回千葉県公衆衛生学会	千葉県文化会館	1990／3
笠原豊	水質第三	5m底質柱状試料からみた印旛沼の堆積環境について	第28回千葉県公衆衛生学会	千葉県文化会館	1990／3
吉澤正 小林節子 宇野健一	水質第二	印旛沼の水收支	第24回水質汚濁学会	川崎市明治大学	1990／3
藤本千鶴 藤村葉子 吉澤正	水質第二	印旛沼、手賀沼流入河川の汚濁負荷量に関する調査研究(1)	第24回水質汚濁学会	川崎市明治大学	1990／3
宇野健一 小林節子 吉澤正	水質第二	底質のCOD測定	第24回水質汚濁学会	川崎市明治大学	1990／3

イ 地盤環境関係

発表者	研究室	題目	学会等名称	開催場所	年／月
楠田隆・古野邦雄・ 原雄・香村一夫・ 風岡修・風戸孝之・ 佐藤賢司・鈴木一夫 ¹⁾ ・ 榆井久	地盤環境	1987年千葉県東方沖地震による地層の液状化分布の特徴	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5
風岡修・楠田隆・ 榆井久・佐藤賢司・ 鈴木一夫 ¹⁾ ・Uugkap Lunban Batu ²⁾ ・ 風戸孝之・香村一夫・ 原雄・古野邦雄	地盤環境	1987年千葉県東方沖地震時に液状化した地層・液状化の実態、千葉県石納の例一	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5
香村一夫・佐藤賢司・ 楠田隆・風岡修・ 風戸孝之・古野邦雄・ 鈴木一夫 ¹⁾ ・原雄・ 谷内正博・榆井久	地盤環境	内陸造成地における液状化地層と常時微動	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1990／5
佐藤賢司・榆井久	地盤環境	6億クロム地下水汚染現場で実施された汚染除去対策とその結果について（その2）	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5

発表者	研究室	題目	学会等名称	開催場所	年／月
鈴木喜計 ⁴⁾ ・佐藤賢司・ 榎井 久	地盤環境	有機塩素化合物による地下水汚染機構－君津市内箕輪地区を例として－	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5
古野邦雄・麻生忠雄 ⁵⁾ ・ 榎井 久	地盤環境	房総半島における1987年千葉県東方沖地震前後の水準測量結果	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5
原 雄・鈴木一男 ¹⁾ ・ 榎井 久	地盤環境	1987年千葉県東方沖地震時のブロック堆・石堆の被害分布	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5
榎井 久・近藤精造 ⁶⁾ ・ 鈴木一男 ¹⁾ ・塚本 哲 ³⁾ ・ ・小栗秀果 ³⁾ ・三戸嘉之 ³⁾ ・ 香村一夫・原 雄・ 古野邦雄・風岡 修・ 佐藤賢司・楠田 隆	地盤環境	屋根瓦崩落調査とアンケート調査による地震動の地域的特異性－1987年千葉県東方沖地震から－	日本地質学会 96年学術大会	茨城大学ほか	1989／5
榎井 久・楠田 隆・ 佐藤賢司	地盤環境	海跡湖利用の歴史と環境地質学の役割－印旛沼・手賀沼－	日本地質学会 96年学術大会 シンポジウム “湖沼の成因と環境地質”	茨城大学ほか	1989／5
原 雄	地盤環境	F T年代の熱影響の補正について	日本第四紀学会 1989年大会	鳥取県立博物館	1989／9
榎井 久	地盤環境	環境資源としての地下水 －21世紀への贈り物－	日本地質学会 関東支部シンポジウム “地層汚染と地下水汚染－地下水資源と地下環境の健全な利用をめざして－”	早稲田大学	1989／10
鈴木喜計 ⁴⁾ ・佐藤賢司・ 榎井 久	地盤環境	君津市における有機塩素化合物による地層汚染・地下水汚染調査研究と対策	日本地質学会 関東支部シンポジウム “地層汚染と地下水汚染－地下水資源と地下環境の健全な利用をめざして－”	早稲田大学	1989／10
佐藤賢司・榎井 久	地盤環境	6価クロムによる地層汚染・地下水汚染調査研究と対策	日本地質学会 関東支部シンポジウム “地層汚染と地下水汚染－地下水資源と地下環境の健全な利用をめざして－”	早稲田大学	1989／10
榎井 久	地盤環境	地下水の揚水規制の歴史とその功罪	第6階地下水問題研究会	国立オリンピック記念青少年総合センター	1989／12
原 雄	地盤環境	環境問題とその責任構造	第6回地下水問題研究会	国立オリンピック記念青少年総合センター	1989／12

発表者	研究室	題目	学会等名称	開催場所	年／月
古野邦雄	地盤環境	千葉県における地下水利用の地表水への転換とモニタリング結果	第6回地下水問題研究会	国立オリンピック記念青少年総合センター	1989/12
香村一夫・風岡修・ 榎井久	地盤環境	産業廃棄物処理場における常時微動	第6回地下水問題研究会	国立オリンピック記念青少年総合センター	1989/12
原 雄	地盤環境	ガラス試料のエッヂピット径について	第15回フィッシュトラック研究会	地質調査所	1989/12
榎井久	地盤環境	地質学的観点からみたロマブリータ地震とサンフランシスコ	日本地質学会関東支部“ロマブリータ地震の特徴と被害報告”(シンポジウム)	自治労会館	1990/2
KUNIO FURUNO	地盤環境	Recent progress of ground-water management in Japan	Symposium of groundwater management	Uni. of Albert department of Geology, Canada	1990/3
KENZI SATOH	地盤環境	Modeling and Simulation of the groundwater basin	Quaternary geology data-base	Geological Research and Development Centre, Indonesia	1990/3

1) 県総務部、2) GRDC Indonesia、3) 国際航業株式会社、4) 千葉県君津市、5) 県環境部、6) 千葉敬愛大学

(4) 講習会等

年月	会の名称及び演題	講師	実施主体	場所
元7.8	公害防止管理者等国家試験受験講習会 水質 公害概論 測定技術 測定技術 測定技術 測定技術	佐藤正春 笠原豊 小倉久子 宇野健一 豊倉善夫	千葉県公害防止管理者協議会	千葉市

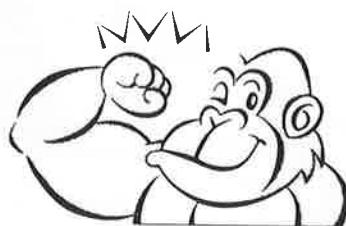
高性能“油”吸着材



タフネル[®] オイルブロッター[®]



おためし下さい。
抜群の吸着力！



テストサンプル
無料進呈

サンプル請求券をハガキに貼付して●貴社名・住所・電話番号●部署名●貴社の業種●請求者名を必ずご記入のうえお申込み下さい

三井石油化学工業株式会社

不織布事業部 産業資材グループ
〒100-東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル 電話:03-3581-7477

Kikkoman
食の、あらわしの道

WE GROW QUALITY



私たちには品質を育てます—デルモンテ



デルモンテ・トマトケチャップ 500g



デルモンテ・トマトジュース 1959缶



デルモンテ

キッコーマン株式会社



NKKの防食鋼管

パイプの溶融亜鉛鍍金等



NKKグループ

鋼管亜鉛鍍金株式会社

代表取締役社長

市 原 進

〒272 千葉県市川市高谷新町3番地
電話 (0473)28-1171(代表) FAX (0473)28-6367

事業内容

当社は、昭和36年創立以来、 NKKの鍛接管を素材とした高品質の亜鉛鍍金钢管（ガス管・水道管）の製造をしてきており、現在は業界随一の生産能力を有しています。更に製造分野の拡大につとめ、 NKKとの共同研究によって開発された「タールエポキシ塗装钢管(CLIP)」や水道用「ポリエチレン粉体ライニング钢管(PFP)」の製造をしています。

今後は、鉄鋼製品の総合防食センターとしての使命を如何なく發揮するため新技术、新業務の開発に全社を挙げて取り組んでおります。

まつすぐ人の心に向かつて。

キュー・ピッヂの矢のよう
まつすぐ
レーザーの光のように
まつすぐ

まつすぐはとどく
まつすぐは貫く
まつすぐは跳ね返る
まつすぐは終わらない
赤んぼの泣き声のように
まつすぐ

玉突きの玉のように
まつすぐ

まつすぐを生み出す力は
まつすぐではない
曲がりくねり
せめぎあつて
いる

まつすぐ

作詞 谷川俊太郎
作曲 大貫妙子



KAWATETSU

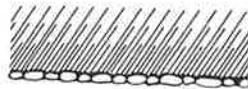
川崎製鉄の新しい気持ちを、
谷川俊太郎さんと大貫妙子さんに歌にしてもらいました。

イラストレーション：柳生強一郎
谷川俊太郎詩「みみをます」(福音館書店刊)より

飾りのない、素直な気持ちで、あなたに向かっていきたい、あなたにとつて、いつも身近な存在であり続けたい。私たち川崎製鉄は、そんな想いを新しい企業スローガンとロゴマークにこめました。鉄を削り、鉄を活かし、鉄を拓げる基盤事業。さらに、エレクトロニクス、新素材、地域都市開発といった新事業。そのひとつひとつが、ひとりひとりの生活をより豊かに満たすことができたら、本当にうれしい。「まつすぐ人の心に向かつて」進んでいく、新しい川崎製鉄に御期待下さい。私たちには夢があります。夢を実現していく力があります。

川崎製鉄株式会社

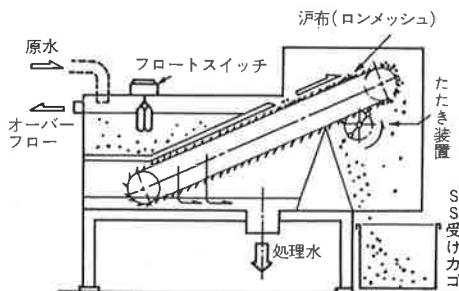
沪材が決め手！



IKロンメッシュ

IKスクリーンスキマー

従来のスクリーンでは除去困難な
粘液状物質、魚鱗等も確実に除去。



営業品目 汚泥脱水機、高分子凝集剤

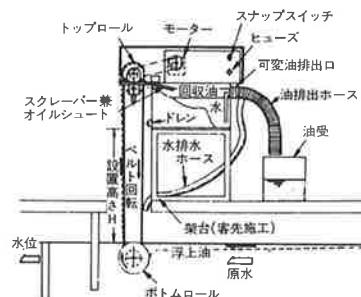


市川毛織株式会社工営事業部

〒272 千葉県市川市市川南3-12-1 ☎0473-26-1141 FAX 0473-26-7018

IKオイルスキマー

浮上油の捕獲力は抜群



会報広告案内

- * 広告は白黒とし、字数の制限はありません。
- * 版下(清刷)持参の場合を除き、トレス・レタリング文字
使用の場合は別途料金をいただきます。
- * 写真又は色刷りの場合についても上に準じます。
- * 1頁使用の場合は縦長、0.5頁の場合は横長とします。
- * 広告掲載位置は会報(B5版)の巻末とします。
- * 広告基本料金は1頁20,000円、0.5頁10,000円です。

連絡先 社団法人 千葉県公害防止管理者協議会事務局

TEL.(0472)24-5827

《編集後記》

明けましておめでとうございます。会員の皆様には、さわやかな新春を御迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、夏に観測記録史上最高の猛暑を記録し、冬も暖冬現象が昨年の暮まで続きましたが、さすがに正月を迎えてほぼ平年並の気温に戻ったようです。異常な高温が目立ち、地球温暖化現象の関係かと思われるような昨年でした。また昨年12月11日には日本最大の龍巻が茂原市をおそい大きな被害が発生するなど異常気象が目立った年でした。

今年は羊年、羊のあの愛らしさにあやかって、気候は平穏、世界中が注目をしている湾岸戦争もすみやかに解決してほしいと願わずにはいられません。

CO₂による地球温暖化問題に代表される地球規模の環境問題が、従来の身近な環境問題に加えて大きな課題になってきました。

住みよい環境づくりに向けてお互に努力を続けたいと思います。

川崎製鉄㈱千葉製鉄所
環境管理質部長 榎本 通

区分	編集委員
44号	川崎製鉄㈱・キッコーマン㈱・三井石油化学工業㈱ 市川毛織㈱・鋼管亜鉛鍍金㈱・キンセキ㈱

会報 第 44 号

発行年月 平成3年1月

発行者 社団法人千葉県公害防止管理者協議会

会長 天坊泰彦

千葉市市場町1番3号 自治会館内
電話 0472(24)5827

印刷所 ワタナベ印刷株式会社
千葉市今井3-21-14
電話 0472(68)2511

